沈乃藻

屑

四

池乃藻屑巻第七

後小松院

百一代乃帝を御諱幹仁と申なる後嵯峨院の
一乃皇子にて御母通陽門院を三条乃内の大臣の御女
よ永徳二月乃年卯月御年御業六にて先帝の御禅
を受させおもしまれ二条の大きおほひまうちる右
摂政せきせのまゝ世の政を先帝院の内にて執行せ
ゆへ室界の大殿を院の別当にひき同じ
年の十二月御国譲の式行ハれ仕る二ゝ御座にて
あんなるものおほかに大臣仕へさせなくりとなん
近きこゝろを世の中こゝろかもしくて古き例

九曜文庫
新宮庫

かぞつるへ志る人なりけるは此大殿ぞよく知せ
へなひて光明院より南代まで五代の法師平
なりしを知へるいとおもしろしを伝ひさへなり
とも廣くおはし通してあらはしなる書もまきく
伝りとうや武家よりもおもく思ひなりて事と
ある所は古き例なり世二条殿平ぞ尊称なり
年迄りて永徳も三年と申し来の初めより世
中あらしなりぬる程見へて元ゐの庭の法常
もひもいときらしくしう是の位も敬そひ聞へる
やう来るはむべしも永代の始とぞ知らん伝る
今年(コトシ)滝寺(タウカ)あるべしとて所に今よりいとなきハ

はしきに其夜ハ室甲殿弁つとめなるに上もきてをに
おもしませぬいとしうめでゆへさせなへ里交行まに
風をくて霊あむともなき此階の下にはかざし乃
綿も雲にまうびつゝ目の光里も元人なるに竹川
乃おもいとおもしろし院きさい乃夜なとをめぐ里
ぬるぞ明果にぞまうぞ伝る室町殿をぞ弊学院
淳和院(ジユンナヰ)乃別当(ベタウ)にて源乃氏の長者になされき是
は今朝院の法定めなり代々久我(クガ)の家に成なる
事とゆ伝るを所後は武家よりなりなるとなん
六月(ミナヅキ)十日淳三后(ジユンーゴウ)乃宣旨なり如し神主(カンナヅキ)目の法室
甲殿に訴幸あり先の法代にもありつるを前きど

殿の法父近衛殿失なへ里冬の比、皆滅の大納言は
後同三司に右させなへ、是は順徳院乃は後にて、さえ
なども、いとしかりけれど源氏物語の物をもしらしし
人まゝおいしまれ又の年の源生に楊政もたゞなく
なりしせなへ去年ことし折つゞき御ましきゝ事を近衛
殿の人にも歎かなへ里やがて二條のおかきおとゞ
楊政しなへ面に法定まゝなり物をなひぬりやう
まゝ四度まで出なへるもいとめでたき法事なりしし
宣明どの左大臣を辞しゆゑ中ゆゑ申よりて惣大なるの大臣
左に稱なひ具通乃大納言は右の大臣に任嗣の
大納言は内大臣に成ましゝ所大臣は二條の大殿乃

法子に付りしを一條の先の宮内殿崇ひなへりと為ん
所ナラ大殿は悩しなひて内家とへもかきたへて
金りなれば川籠りておもしませハ上も覚束なく
思ひたまつて法使志まり年り通へり武家にもいゝ
なりしんとんをまゝもしなへる六月にも終に御ほし
きゝと云さいぐ事ぞ内にも驚かせなへことハりの法にハ
ひまハ付きと上のわかりおハしませ何しまれしき
後見なりしをとおしゝ少ゆゑ人おほうまれ法にて
もとめれど法子の師嗣乃おとゞをぞ関西にな
させ給へ里昔の法うハりと思ひたまゝなり五月
に宣所殿玉津島に詣なへ上達部殿上人あまる

和泉派丹波路より京に入るんとせし第る武家
まも人々をつどへて宴りしこ防ぐべきよういしけり
時懸氏幸は武家の方に随ひき折纏き弾な
卫し敵乃内も又さまがしく成て年の急ぎをも
をば所この争ひ乃なるいとう面ひをしきまで内に
そ志所人なく思しければ君達なとをつどひさ
姉らひ多ひまうち君達は清門なるをまあり入
れ三つる戦中京の方危く見へ分れば大臣も三所
から折出んと雑をもあ多ひしこうらしして京の
方うち備へり氏信は内空にて減び満幸逆
志付るまで又の年はまなくて上下の人らく

ふ妻を遣へ付り室界底なは去年の戦いに
手を尽しつる人々に氏信が志りたる国に所々の
国数などを右どしにつけて見うち分へ里洲氏信は頭
廣くなりしびて時あきしかば世の覚もこまなくて
領しつる国十二よりて付り第八日の本の国の中
六ヶ一を志りたりとて六分一殿とぞ人々付る
大内義弘は紀伊国和泉の国を領すりけるが紀の
路中氏信が兄なる義理あるりければ是を亡さん
としけるにいつしか珠をもあけて逆矢付り又畠山
美国といつる者は河内の国を領すりて信つゝ子
剣破乃珠を攻付るに梅正編は叶ひぎるく思ひて珠

を出て十津川の方へ忍びてぞ勢をはり、皆な
承正元を室界殿をはうしんとて、都の中にかくろ
無て居るゝ者まで、雅なる所もなく失ひき、はき
芳澄殿をも都もしき人、元とうまさ国を成
行なぞいと哀なるに、物うき月日を送しきなる
二月に都に入る事まうり、はる室町殿をおさ都
雅を生し立ある人なきに人ようことなりし
うねりひ望へなひて、其根もこゝろ送りなひ後
乃ちをも熊（チモニロ）にとつひまへり三相国をも建
らきしが年を回て、今年八月に供養
しなふ、元達あまる年なりてはいとゝそれしかに

後見なる都元付所の二条国なと花やかに
て従ひなる導師を明應なり五山十刹なといへる
所にようも僧達ゆへ里は無命なるすしふをう
乃ち頼なりとぞ此へ付る今を世中思ふ事なきに
つけても都の上を三種の法寶の渡しをはいぬる
をのこ法んぐしう思ふ事やませ給ひいそもし
て芳澄殿とむつまじうなしせなひて神堂など
をも、中とのまゝ都に居しなりまゝ有り思ふ事を
つゝうまゝ川る人こそもうちくに宣ひあまさせなふに
罪立殿をことなりにも思ふ事れぬさ国にいさ也
なりなくて上も思ふ事のとめ者なるに法夢のさとし

なり角川田川まで上
立田川うらゝ新築の引来たなかれ　こゝまる
事も何しし此所にて　日影もあらかなれば各
家其業に似たりなど打ちしかひて関十日午ぞ
故に入りたまふ事にて殊に引つくろハせかひて内の
行幸ばかり此は儀式にて此引出衣なり御輿仕
丁などさく内より有りかへていと美やかなる見事にて
故ぐ其を立ちこゝ様に来る　扨午入てぞ　渡御午
見せかひ大覚ちにおハしまし内よりも勅使あり五
日午を三種の御宝を大覚ち殿より内裡に渡しせ
かひなる元磨の書　内侍所の西の海よりかへ

かへる例を元にせかへ里とかや日御此中納言を大納
言になさるまで事だ志たるむべく定めけせなる
冥白殿もつかふまつり里かひ君達もあまるおはし
まれ道の程もいこしきはよそひにて事なく内に今
せかへ所付を諸に国の海一川の此代となりぬるを
公私よろこびあひたり大覚ち殿にて等号なり
せかひ後鹿山院と申なる後醍醐院西之の時
年は五十あまり代を四嗣まで芳聖におはしまし
て折に万帝命なりとも都中かへしを行はせかひ
しかば万川二流れにたちかへて年の名もかゝしく
まで玉しくの民もしもかゝこゝに人皇あひなるに

今なん八隅の外までも一川の流れを伝へぬるぞ
都を一しは此のよろこびなり院を立てし大
覚寺と申しけるが後には小倉山の麓にかく
れ給ふ所をトして住せ給へる小倉殿とて此の人々
申侍り徳大寺殿大臣辞し申すによりて室町殿
再びなりたまひ同じ比百濟ひらくよりも伊勢まで
ありて安きを結ばんとせしに八室町殿申し
なし置院の上皇此おそく悩をわづらひさきそれ
成行所にせさせたまひ終年は有けるに次の年の
卯月に院を出せ給ふ内に御使し勝せなつらう
院のちしやりて宗廟ちょうめまうる[illegible]遣など

送りしまつる室町殿は伏見の御所へ御入内の
後は元の[illegible]れこのさせたまひて送路をなれを
子想乃数年も一しは惑れ多くは[illegible]ぬる事乃
折にや侍らん将軍の中納言
是めるゝ山ちとされ一あるのお後円融院を
後も月井に院を後円融院と申す室町の
大臣を又左大臣かつさひ申したまひ女院を伊勢小
語の所従を義将婦へひ後見しなる又の年
改めて応永元年と申しき其月一條殿太政大
臣になりかへりひ徳大寺殿をあげさせとて申侍
然民をも内乃大臣にならせたまふ實名殿は

なひて一条殿なりなひぬ年の営に室町殿乃
若君九川に成なるを元服をさせて五位北
中将と申受ゆきされて殿上しなへ里内中に室
町乃大将を大政大臣になさんと思しられなるに
武家にて例も稀なるゝとてかくぶぶ中人も侍り
なるを室町にて少なひて人ようしなるべてもて
あしきてをさへいひ出おなへて内中も怖ゆへさせ
なひていとしく宣旨なり侍り今お川殿を右大
臣を内子の大納言に譲りなる内の大臣も又かゝり
なひて花山院ぞ成なへ里恋永も二川乃妻に
なり侍ひ内にて白馬ましまして大きおとゞ

内弁つとめなる卯月の比室町へ訴幸あり例
乃若達あまたしかしひなるおほじ方に仕なれ
家人にて祇につけつゝ加階なとして悦びあへ里
大政大臣致仕の表なりなへて久我の具道の大
臣ぞ内かゝりになりなへ里室町殿を志げかなる
侍ひをとしひよりなひて偏中さ留久なる又居
成の大臣も世を遁れなへ里そのゝ逃うせたりし
満幸を所頃かしめられて矢ハれ侍る年替て
乃去月室町の入道を延元の山にしりなるに所
せきよそおひを院の内幸にもおさしおとしれ
と人にあさしなへるまゝ後三月ちまも詣なりに

道意僧正よこそ送りなる
法の再家をと陽りと望めなん神のちかひは
なしの為かも又の年の孫生は室町の中将は
中納言になりなへ里名をは義持となんか付り
古へより小山は侍る西園寺の家はい川よりか
せむくもなくなりて荒れてくり市るを室町の
入道西園寺の方にかこひて自の侍和にせん
とて修理をさせむしのあきてをも何らなく
室かしこ似りたくなどしなひ玉金をちりぬ
元もいまぬ清しを見しなし所に神なりしかは
近ろひなへ里室町は法子の中納言は田川里に

入道は小山にのこ居なへ小山殿と申付り殿能
里のいこしかりなれば人は金閣とぞ申き又義賢
まは小弟筆沈なと軍を起し侍ると叩へ市れば義
弘折向ひ至るやうに平げ侍る次の年のとしめれは
宗光院の法皇現ませなひぬと内平 奏しく里
此院は都院の侍位の比 君は居るまゝにて世中
を恨めしく思しけれ内の法皇にもむ川よ
しきまもおもしまさぐ里市恩ぞ親王遊もより所
なく思しは歎うは なかめり小倉殿にはいとしう
諭ずちまゝ思させなるまゝにしきまゝにも故人の事
問ふもなく有しは山にもかくせなる此

おぼしき人おはしけれ動もなくてゐぬべくやよひ
乃末にも世法こきしき行りて悩ませぬひしみや
うて男は子せきさせぬ上は法人おちゐさせぬひて
いとこそ法をうせなれぬる所この法うゑ中なひなど
所せきさ田なりきと五根七根なともうちくの儀式
むかりにて法遊びはなし世中法らしきし折
むまとこそよろ川慎ませぬべき世法の法方の人にも
うたうひなりき餘の衣なりとて今よりいとしう
かしづき奉りぬる此月義持の中納言なれば大納言に
むされたるべき五月日吉に法義八講とて
侍りしかれば小山の入道室町の大納言諸の君

達もいつきこおましまれ又年かへりて七月
にも碁星とて物出がりとて陰陽師に召れて
陰占のるゝ給ひたるされしにおもき法つしこの
よし勘文なれば小山の入道は去年二津土
の帝に書なりて金器など河内に送り給ひ
おひしに二月にも河内にてよりも使来り侍りや
がて陽し法うましつるに九月にも又来きり所
は法ゞ帝物あるまかしこの暦などなり入道は
小山の鉢みて使にも對面しついたりもて
させるべきとりや十一月にも室町の大納言のさる
まゝ内裏も仰しきつゝ上も法しきなひなりこの

恨ひ給ひて大納言を從一位平有させ給へ里又の
とし小山の入道の清貧なる滿座の中納言
とゝいましゝを大納言を有さまゝ第るにいへしか所
おろしまへ里所須を世中志めゆかなりきれば入道
乃小山の家に人とあり川まりて家讀付きる事 業尊
僧郎

我まてを三代につゝへて玉津島かひある神の
惠をしるとゝ何るを見ありひて三代平なりに
ぬる事を家身も同し例にこそとて家の命
家も三代人も三代まて別るつゝ其まそ於く
玉津島姫庶永十一といへる年を詳なくなる

十二年とぞ申付る九月十三夜内に歌を
掛りて家つゝまり川まべくのしまゝせ給ふ月
に家る誰るといへるを後三條の大臣

昔こし菅のかけを何なしれ里か世の月を
我平かゝふく雅縁の中納言をいこしき家人
にてあはしきれば上人なども無人を師にまゝ
ひまひ内平も覚来なきるまゝ尋ひていと
睦しう心しらきるに只此頃ひまへりとてえ
内へも參り給ふ程に君もんなくなり心しられ
つゝ玉津島の社に形をさへ立させまへ程へていき
さゝん此あらうぬるまし此しられて内より里

作らせ給ふ

月ももや恐く出ぬ間き光り能照けるの
所にまつ出て洗返し中納言

今そしる君の光里に雪 照て父母を照さ
月を見んとて又十三年と申き 此ノ孫を後附馬
とりやいつる国々の伊波ゆゑ庭上によりて むく
つけきまさし給りとて かしこの帝より告給ひ
しかば小山の入道の計ひ申て国々の様なれ
正しくしなひたるなれ 程なく平しかに持ゆ
叔後平庭上の帝より書をもそへ さ国ぐの
送り物給りとりや次の年も過て 十五年にそ

なりぬ其の時小山の館に 訴事あり 実元殿
も系しせ有へ里入道をいと思しうしつる末の子に
義嗣とて有たるを童殿上などをもせさせつ今
日もあるじ方にて此ゆゑ先の日おとし
ましく時を内裏の焼ぬるすぎれなりけれど志つ
んもおはしまさ里しをこゝひを此心とじめてなく
此後ぜしきつ十日餘りさておとしまれ日に
さ国しの所遊びあり所もはるおもしろきまゝ
なるに家居のさ国もいたらぬうく四へつきて居
なるまを似る所なく志明されつきぞ見所多く思
ひきぬ前の披露有しに此製の次平重の入道其

次は義嗣さて罪印殿なりいとめづらかなる事小
侍り入道は無義嗣をのみ世にあらせんと思ひ給ふ
ふや義持をハうとくしく思ひ給ふ事あへり法
なん大納言も人とけそもおもひ給ひ人やすし
ぎふそ新世事もつゝふまり里ゆゑ京にとゞまり
あへり今より義嗣をこそ一乃人の上に立て世事
もおもく用ひらまん事を入道は思ひ給へといと法
ましう世にうけひかぬるもありとそ人ことは下に法
めくもう罪名殿も替りまひて近衛の大臣ぞ民
ゆゑ卯月に義嗣内にて初冠しける親王連子
淨ふまゐりのよそ右ひなりとそ世に入侍る世は入

道はおもく悩ゆへ事はるゝ五月の初にまかなく
なりあへり五十一にて侍りとそ門よりは左上天
皇の母宮を縮しまゐらせ宣旨もて系里
あるに義持ゆゑくいなきてかへしなりゆゑ世
をそもきゆひし後も小山にて万川のあさ
めゆひきれば四十餘りの年月世をんにまの世
あへり里となんこそ云名ゆゑまゐりはれば
室界殿にも無ありつゝとひて此つなどをもやり
ゐられぞいうなる事の御来れる事やとうとき
人をいとゞさまぎあへり里前の後見なりし義將
今は入道なりけり里子なる義重は今の後見

なりしかバ折つまて宗尊の家に仕へてひつて
世中の事たゝあきらきれど一門これ糸り
あり無入道の後よりなくて後見つ政をなし
常にもおのかうに宗尊の時方事をしく
なりて人ともんなおちかに付りければ京ぞ又すゝ
やかに国に付る六月末川ある故入道の七ゝ日過ぬ
主ハ内より消息を下されて西東将軍小か
させ給ひての使の女外記良賢ゞ義朝の許に参り
あるを是を前にすゝめる事に付まゝと所為入く
乃ほとりもまゝて事を解き申ひしハ今文後任
にや唐土の帝よ里宗尊殿に悉く遣りて入

道の跡よりとゝりしハをさまかへ文字をかへて抱
を仰りて泰敏王とて謚せさせかへ里となん
実白殿又替りあひて二條内の大臣に移り
て実何事かゝりける後を十六年と申き実尊殿
卿は内大臣は成王へ里鎌倉の満兼はなる家
里を乱るを子すゝる将兵をたてゝ憲実後見に開
乃東の事を鎌倉にて再用ありひ付り今年
実尊の大臣を三條坊門なる家に殿做してうつ
ろひ給ふ洞院のうしろをも義淳とても申付る文
乃年小山の義嗣を中納言になさせるゝ実尊殿
乃時ぞ二條の房基とも申しを持長を殿かさらせ

○池乃藤屑巻第八

○称光院

百二代の帝を諱諱實仁と申奉る先帝の一乃
諱子にて諱まて女諱も後にて光明院なと申へさ
せし因御の員国の諱女なるを資教の大納言諱子
になしてなる事へしなる事上を應永十九年八月
諱位に即ちまゝ諱業十二になしを申へ事罵臣を先
のまゝに一條殿せさせまゝ先帝なるを其の諱さる
にて後小松院と申なれ事さきしの例にて院
そ稱政を志しせまゝ坊門の大臣を院の別当になされ
奇仗なと物もせつるに又氏の長者にも成まへり私

かくて又の年の春の初め都の軍勢とも
小名家入りぬれば鎌倉山の雲かすみのごとくて
入道も相仲も自害しつ残りのともからも
小失侍るところも相長も塞基も再び鎌倉に
物思さえ常も相長も京にかへらむともせさせ
つべき義村の家方も結びしをかへりみにもつきう
ざりけれども義村の孫子も十ヶなり
なくて年の内に元服のことありて義景と
中信中将とて殿上をもゆるされなりて又の年
睦月に小山乃大納言ここなる所にかくれて
首とがへ帝れば非違使尉つかへ六

しるさせややうてみな家まりて桐壺の中にたか
うれ帝るかやかて自害をさせ給へてまへ方人どもあ
まさに失られ侍りて五月に滴冷入道奉ちかる
子内らおや大臣領しせなる宣旨あるにも平又乃
在るにもとよりつつひおひ給へ昭子の義運僧正
くちの山路をもとへしらずとも
今は出てもつくれ衛門の大臣の志とて侍るべし
一條の関白大臣も失給ひて九條の大臣たちなり
王ありける実の宣旨あり九六年十二月にも
内大臣秋莫記させ給ひ鮪もとなむなどの例の
あるべし文武北帝ともに絶えぬめいとしく唐人の

ここまでぞ今もあらまほしき御事なり 文
乃年徳大寺の大臣太政大臣にならせ給ふ
二条殿左に移り給ひ西園寺右にうつりて 三条
の大納言ぞ内大臣になり給ふ 一条兼良乃
大納言ぞ右大将にて兼大納言ぞ経嗣
乃大臣の御子にいますがりなん我は鹿苑
院入道乃十餘年このかた三廻りなりさきの八坊門の殿
まさに佛事いといかめしうしたまひ雅縁の大納
言なども、かの齢には年は訓もつびまひける
乃言葉もつたへおぼひて墓所のなかに詠まひ給ひ
つけける

桐葉の梢もおくれぬる十年餘りに
何事もなくて秋の比坊門の大臣左例なりぬ
比あまり見し程に武家の人ともたちも
甚しきものをまどはしてさはらぬやうなる
公よりも御使ひたまはる参る上達部殿上人
なども共にはしかりしに抑かの門の前に馬
車などなひしより伊勢を始めて所々
乃御幣使山々寺々の御誦經の使ひたちなどこれ
多年数をあまたありし鎮の内にも御修法の修遂
つくび条の陰陽師巫などとも余残ともなく
のしまうけるに雲さへかしもさかりなれどもいはでなん

と殿の中の人にも物おぼゆるもなきさ面なり里を
てもいとまがしきるわ来ぬ後經の年珍陽
乃宣棟菓師の六天など搦られ年に里呪咀乃
事侍るなり里とて所人にも讃岐乃国に流されき
何の恨ぞふ侍るまさなきるをとぞべき人のさかし
らなりと侍るめく人も侍るに一ち後しも病無
なく里程有つるなのなごり志所かなりて我家
り志ましう糸り通ひし人にあまる侍りけるを
これ侍ふるきづしきぞ引心竜里なりいと涉
ましう又何事のおまりて来るまやと内にも
院にも安かし源忍しけれしかど所後を事も

なく人にも祖へにもいふさ礼ぞ糸りなり里次
を下八年と申し睦月朝日を義持乃大臣朝
弾とぞ内に糸りなひ院にも詣でなる去年の
なやこの後今日もしめぞ尚りきもしなりとや
院にもめづらしがしせなひぞとぞめぞ侍物語ゆへ
させなる二日を朝覲乃所幸あり大臣達を嫌
殿里なく侍ふまれ里なりへる侍よそひいときらく
しぎなり里内を清しにけりぞのせなりも限里
なりめでたる弾しなりせなりへる侍さ面の有まし也
かしう侍の里をとのふをなるを院をいとうけ
ぐしと侍論じつ打点まれ礼させなり里君達をもん

ことにもてなさせなる例(タメシ)ある事にこと加へ事
めづらしき法事に志なさせなへ里打續き白馬(アラハ)路
前などにいづこも今ぬ申し御事おれし孫
倉の持氏を京平使をよしをそ三位し法る
よろこびをも又義持の人化さハやぎなつるをしふ
きをもきこへしり秋の初にを一條の大將内乃
大臣になされ或大炊の法門志大臣失なつる法う
ハりとぞ申へし所は山の座主にまいまぞかりける
青蓮院の義鳴とて大僧正平成なひ准后の宣
旨かうふ里なつるを義持乃おとゞの兄(ハラカラ)なりて侍り
内平もやんごなく口しられ或家の人ぞもんさせ

咲ゆれば世乃覚へも姉更なり里兄の大臣を常
にもかしこを語て いと睦ましう思ひかへしなつ里今
を世中のどのなるにことづけて公平も或家平
も法まくに人をやりて あそび多ハふきつて誅に
弓も袋平入まくハまりなきを猛しといひ人も
ゆるびて或(モノフ)士をしいと同ある折にを和家の漏々
よりて玉指ふ事ざをなんしけるもいとゆゑなる
世にぞ侍る又乃年祐卯月義持院に年りなつる
懐に出せさをて見せ法をなつ里いと興あるを平
ぞ人口侍りし長月八幡に院の法華あり坊門の
大臣こを外乃君達あまた侍ふ事川里なる辭人(シド)

陪従（ベイジウ）も殊に調べられたる人がらも口おしかりし次
ひとしきを云しせなひ出うぞくも一年も有やう
みそはし里に出しきなどまでいとかいくらかな里
いこしき見物にぞ侍りし此比を多う此めでたる紀
年のこと何方みもおほくて去し此を坊門の小方
伊勢に詣なへ者又霜月にて我宮の中将初めて
八幡に参りなへ里とて武家乃人を出し年も
いまだ大夫人さへかひつゝ称く悦びゆへに海里
なつるいともれしきるなき又等持院にて
法中長八講の里是も坊門よりしなつるなり等に乃
僧達つどひ参まり笑出殿上達詔殿上人例のこと

おもしまれ年果ぬまこと僧達に来人など皆物ゆへ
海にまゐを下人なとをいといこしき事に思へ里又て君
達の殿こそも出りぬべき法法事を所にて出せなへ
参り通る君達もいそがましけなるに来人なとも
時に遅くと思へる出用も出るゝ御なり出るを
おそ御しけなり里し戦の鼓のおとよりも打なしを鐘
乃音をこゝらなう人も出こそ等さも多くひなくなん
いけしか應永も三十年と申し二月義持の大臣を
御夷将軍を義量に四川里多まひ室卑の館に進
なる今年十七なれど物し給へ里出きと程よりハおと
なびなへ後見をとり持て御はゆけにつかしる

まれ里世の政をも行ふべく定めたり父君は腰の
痛るるやうにて人にまのせつるありきなども志ぎう
しぬべき武家の人この家こそも渡り玉ひ後
にはまた君達などの語許にても語ひ人行さぬ
なる遊びも絶ひ琴笛の彩なも元の海なり吟渡し
て思ふるなく過しなへるもいとあてゝ紀あさ内なる里
あし三月に伊勢にまゐり川とても小の事をさへ異し
吟へて出立玉へる所せき勢ひなれど関送利
などいかめしきひゞきにて人にあまた乗りまへ里
隔りまひし後やがて等持なれてかざりあらし
みるにきくの人をなやこちゝ所にことつけ

けり勢つるいと哀なるてこゝも おもかりしに是は此
世ゆゑんやをくてあらんとおもひのこなれどうも
はしき姻しなどまじらば後の世さを身の恥ぎ
なるをめでたくてを覚く付き七月に言麗の国
の僧一切種もて渡りたり所なるを過し此武家の
後見なりし義持が皇中しによりてとぞ吟へし
冬の法にや満足渡瀬にあるに彩之が墓所に語
付りけるに折しも望の御事を
思ひ給ふ茶をする気のさかの山にまたに跡こそ
千代の古道武家さく今をかやうの事を行なき
ぬるもぎに活まする世乃志るしにならん又陵河

乃国に住る範政といへる者歌を書て判
の詞をこひしつかはしけるに雅縁乃中納言の許
よりかへりことにかきてつかはしけるとて
よしあしをそのうら浪によるかたに風のつて遠
遠はかりつゝといひやりけれはかしこまりて
よしあしを君しらすれはかきたむる家業の
かひやなからん又の年春より都乃入道大臣
と讃会乃持長との依年にいせ参詣にくりと
ろく世の人やもをしけいひあはれたひたると詠あし
るなきや住けらん又んとけても川すらぬる里
卯月に後亀山院隠遁させたまひぬ此事遊たる
ん御くらゐおりゐさせ給へるいと哀なり法有さへなかりし
乃おもし海邊法世にとゝまりひとりせさせ給へるかなし
のかいとくしき蓮生に詠つかまつる秋月後小松院を桐
壺なるに法華ありて觀音をまつらんとするを経なとと
おほけなき様をいひそまてなりしかくて打鐘風の
音きくへきとうらにしはらくまつもいと深く哀まつり
法皇のさ南をこうらしく清しに陣定にこもり隠
られたる佛の法をさえなかしもこの世は無きものと見
はいさしら南みともなさ君にいかにもある様
溪あとふかう庭にはおきひかへしまつるに木のもとにならひさる
遊猿なとも見所おほくまほやかにつれなひかほうき

やしき法行ませなるなりとて常平は精進がちにて
つゝしをおはしましつゝ世法は息而などやむことなき
は方にも御ふしひなくとは人とゞめて此説し入家
事も多く此宿無平まうの有りなるも絶えを
させなるは御しかは何方平も皇子などの御さもなく
後の御嗣おもしまさぬをそ大将達も武家平も心
苦しきるに打歎きたり御ことある事をなし称を
武家より伏見の里の此子を此くるにつ事なり
せなひぬべく奏しなまり院も御母やと思し召
寄しをなひそうけ引きなるやうに何事に御つ
かへまへて定めさせなつ里に先此世にかほまへ居る此家

古里なんと伏見殿とて崇光院の此後にそおはしまし
院は南の山をおさせなひしより夜に住をなふ常なるが
此子達もおもしませず家は此をくせの口おしう思し
召さく小供なをとて今一段思ふやうにことと思し
召れつゝ後宮融院の此位の此武家平も有のめかさ
せなふるもおもしましけれどいとかひなくてあれ
角平さぞ角りなひしかも世をうしと思し召さて
拘平もかなやとかこれ申る

いつ川まてゝ里の名におる呉井の伏見にのこや
家世直さん今は御れしけれ平のそおはしませず嶽
を探りて家などよませなるとて鷹狩の人を

法相せしかりもの論も今は世に長きかたのく
聖の如き道、同じ時は法子さ見しびて
山林乃時それ有理せきひにも折を忘れぬ
其の早蔵院をいと長とはらんしけりなどなく
院も隠れさせ給へるいとゞ遂に此となり増りて
まへ里栄仁と申せりて親王の宣旨かりふるを
給ひておもしませど百姓のましらひなどを思ひ
縄ゆひつゝ世かゝり時程見行まゝにいとゞ我心理
前の法せ給ふたるさの小法しのぞく人もなく青
年の語めきてあざりけり人の時々乗り通く
取手を法文のあらはれ所にことはりをてゆせ給へ里

法子などもおもしませ志をしを後嵯峨の法
勾ぐひまゝ過させ法ひ申れど彼兄の山を渡る所
金をゆせ給ひても此世をかりと思ひ居も給ひて
所ゆるさ勾へ法せ給ふ

あしましの人の末をそれなりおもしぬ山中
さて深の地経小松院をかゝる事を安さ玉ふ
いとおしう思しけれて。法子をも長兄親王中
なりさせ玉へ里又父母も矢玉ひ申れど此は頃なる
所にをも人にあらぬとし里などせさせ給ひて見うな
きうな成行にそいとゆさびしきてのをまて引
入行し今は世の法皇などを縄果たる法さ勾なりを

なしなりぬるなりとする又院に渡しなりしせぬるに今
日は公卿殿上人あまたつかはまゐりしいとうらし
つくろはれたり道の程は満家朝臣供に従ひな
る程はなく供位につかせ給へるまゐ我家にも家代と
そことぶきあひたり所供るは先帝の供家やはお
ましせ給へる時坊とは供るより給へるもあはしまさ
さりたれば我家のとりまきよりて加くさる
ましせぬひたり文月十二日に院に入らせ給ひて法
禅を更させ給へる後二十日にそ先帝の供る行
里とかや